

山口県報

令和5年
10月27日
(金曜日)

目次

○告示

一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）……………



山口県告示第三百十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、令和五年十月二十七日から同年十一月二十七日までの間、山口県宇部環境保健所、宇部市市民環境部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者

名 称 都市産業株式会社

住 所 宇部市大字船木六一番四一

代表者の氏名 中村 光

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

宇部市大字船木宇山田六一番四一、六一番四七及び六一番四八

三 一般廃棄物処理施設の種別

焼却施設

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ

申請年月日

令和四年十二月十五日

令和五年十月二十七日印刷
令和五年十月二十七日印刷

発行人所

山口県知事